

(名称)

第 1 条 本会議は、銚子市海岸づくり会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 会議は、千葉県が、屏風ヶ浦・名洗港海岸、外川漁港海岸、酉明浦・酉明地区海岸及び君ヶ浜・君ヶ浜地区海岸において、千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づく事業を実施するに当たり、次の各号について、地域の意見を聴くことを目的とする。

(1) 津波対策について

(2) その他会議が必要と認める事項について

2 会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(構成員)

第 3 条 構成員は別表のとおりとする。

(座長)

第 4 条 会議には、座長1名及び副座長2名を置き、座長及び副座長は前条で定める者の中から学識経験者の互選による。

2 座長は会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、主催者である銚子市が招集する。

2 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を

求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は銚子市総務課に置く。

2 事務局は会議の庶務を行う。

(会議の公開)

第7条 会議は公開するものとする。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この要領に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は、主催者である銚子市が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

番号	区分	所属	構成員	関係工区				備考
				君ヶ浜	西明	外川	名洗	
1	学識経験者	日本大学	近藤 健雄 名誉教授	○	○	○	○	
2	〃	千葉科学大学	藤本 一雄 教授	○	○	○	○	
3	〃	特定非営利法人 日本ジオパークネットワーク	桂 雄三 理事	○	○	○	○	元文化庁 主任文化財 調査官
4	関係団体	銚子商工会議所	会 頭	○	○	○	○	
5	〃	(一社)銚子市観光協会	会 長	○	○	○	○	
6	〃	銚子市旅館ホテル組合	組合長	○	○	○	○	
7	〃	銚子民宿組合	〃	○	○	○	○	
8	〃	銚子市漁業協同組合	代表理事組合長	○	○	○	○	
9	〃	銚子ジオパーク市民の 会	会 長	○	○	○	○	
10	住民代表	海鹿島町中区町内会	会 長	○				
11	〃	海鹿島町南町内会	〃	○				
12	〃	犬吠埼町内会	〃	○	○			
13	〃	犬吠埼南町内会	〃		○			
14	〃	犬吠埼中央町内会	〃		○			
15	〃	長崎町町内会	〃		○	○		
16	〃	外川町1の1町内会	〃			○		
17	〃	外川町1の2町内会	〃			○		
18	〃	外川町2の北町内会	〃			○		
19	〃	外川町2の中央町内会	〃			○		
20	〃	外川町2の南町内会	〃			○		

番号	区 分	所 属	構成員	関係工区				備 考
				君 ヶ 浜	酉 明	外 川	名 洗	
21	〃	外川町3の1町内会	会 長			○		
22	〃	外川町3の2町内会	〃			○		
23	〃	外川町4の西浜町内会	〃			○	○	
24	〃	外川町4の西仲町内会	〃			○		
25	〃	外川台町町内会	〃			○		
26	〃	外川台町市住町内会	〃			○		
27	〃	犬若町内会	〃			○	○	
28	行 政	千葉県 農林水産部 水産局 漁港課	課 長			○		事業者
29	〃	〃 銚子漁港事務所	所 長			○		〃
30	〃	千葉県 県土整備部 河川整備課	課 長	○	○			〃
31	〃	〃 〃 港湾課	〃				○	〃
32	〃	〃 銚子土木事務所	所 長	○	○		○	〃
33	〃	銚子市 企画財政課	課 長	○	○	○	○	
34	〃	〃 総務課	〃	○	○	○	○	
35	〃	〃 観光商工課	〃	○	○	○	○	
36	〃	〃 水産課	〃	○	○	○	○	
37	〃	〃 都市整備課	〃	○	○	○	○	
38	〃	〃 社会教育課	〃	○	○	○	○	

銚子市海岸づくり会議の傍聴について

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し許可を得たうえで、係員の指示に従い入室すること。
- (2) 傍聴の受付は、先着順とし、定員は20名とする。

2 傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場させる場合がある。